

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第46号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(看護職員修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第1条 看護職員修学資金貸付条例施行規則(昭和37年岩手県規則第69号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	(規則で定める施設等) 第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定めるものは、次のとおりとする。 (1)～(10) [略] (11) 介護保険法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業(同条第3項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第7項に規定する介護予防通所介護、同条第9項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護及び同条第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業に限る。)を行う事業所 (12) [略]	(規則で定める施設等) 第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定めるものは、次のとおりとする。 (1)～(10) [略] (11) 介護保険法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業(同条第2項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第7項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護及び同条第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業に限る。)を行う事業所 (12) [略]
2	(規則で定める施設等) 第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定めるものは、次のとおりとする。 (1)～(9) [略] (10) 介護保険法第42条の2第1項本文の指定に係る同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業(同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護、同条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び同条第22項に規定する複合型サービスを行う事業に限る。)を行う事業所 (11)・(12) [略]	(規則で定める施設等) 第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定めるものは、次のとおりとする。 (1)～(9) [略] (10) 介護保険法第42条の2第1項本文の指定に係る同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業(同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護、同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び同条第23項に規定する複合型サービスを行う事業に限る。)を行う事業所 (11)・(12) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第2条 社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則(平成5年岩手県規則第75号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

別表（第2条関係）

区 分	種 別	社会福祉施設等	
		社会福祉士	介護福祉士
[略]			
条例第2条第1号オ	[略]	県内の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設、指定居宅サービスに該当する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護を行う施設、基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護を行う施設、地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護を行う施設、指定介護予防サービスに該当する <u>介護予防通所介護</u> 、 <u>介護予防短期入所生活介護</u> 、 <u>介護予防通所リハビリテーション</u> 若しくは <u>介護予防短期入所療養介護</u> を行う施設、基準該当介護予防サービスに該当する <u>介護予防通所介護</u> 若しくは <u>介護予防短期入所生活介護</u> を行う施設又は地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	
[略]			

別表（第2条関係）

区 分	種 別	社会福祉施設等	
		社会福祉士	介護福祉士
[略]			
条例第2条第1号オ	[略]	県内の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設、指定居宅サービスに該当する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護を行う施設、基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護を行う施設、地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護を行う施設、指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護を行う施設、基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護を行う施設又は地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第3条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（生活相談員の職務） 第8条 条例第23条第1項の規則で定める職務は、次に掲げる職務とする。	（生活相談員の職務） 第8条 条例第23条第1項の規則で定める職務は、次に掲げる職務とする。

<p>(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条の2第18項</u>に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条の2第16項</u>に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条中表2の項の改正部分は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者の指定を受けている者（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護の事業を行うものに限る。）が施行日以後も引き続き整備法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第53条第1項本文の指定に係る当該介護予防通所介護の事業を行う場合における当該事業に係る事業所（以下「旧介護予防通所介護事業所」という。）については、第1条（表1の項の改正部分に限る。）の規定による改正前の看護職員修学資金貸付条例施行規則第1条の3及び第2条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則別表の規定は、なおその効力を有する。この場合において、第1条（表1の項の改正部分に限る。）の規定による改正前の看護職員修学資金貸付条例施行規則第1条の3第11号中「同条第7項」とあるのは「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項」と、第2条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則別表中「介護保険法」とあるのは「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法」とする。
- 3 この規則の施行の際、現に看護職員修学資金貸付条例（昭和37年岩手県条例第39号）第11条第2項の規定により償還債務の履行の猶予を受けている者であって、施行日前に旧法第53条第1項本文の指定に係る旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護の事業を行う事業所において看護職員の業務に従事していたものについては、当該業務に従事していた期間に係る第1条（表1の項による改正部分に限る。）の規定による改正後の看護職員修学資金貸付条例施行規則第1条の3の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定は、整備法附則第11条の厚生労働省令で定める日又は整備法附則第14条第1項の市町村の条例で定める日において、看護職員修学資金貸付条例第11条第2項の規定により償還債務の履行の猶予を受けている者であって、施行日から整備法附則第11条の厚生労働省令で定める日又は整備法附則第14条第1項の市町村の条例で定める日までの間に旧介護予防通所介護事業所において看護職員の業務に従事していたものについて準用する。
- 5 この規則の施行の際、現に社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例（平成5年岩手県条例第40号）第11条第2項の規定により償還債務の履行の猶予を受けている者であって、施行日前に旧法第53条第1項本文の指定に係る旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護の事業を行う事業所において同条例第2条第2号に規定する業務に従事していたものについては、当該業務に従事していた期間に係る第2条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則別表の規定の適用については、なお従前の例による。

6 前項の規定は、整備法附則第11条の厚生労働省令で定める日又は整備法附則第14条第1項の市町村の条例で定める日において、社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例第11条第2項の規定により償還債務の履行の猶予を受けている者であつて、施行日から整備法附則第11条の厚生労働省令で定める日又は整備法附則第14条第1項の市町村の条例で定める日までの間に旧介護予防通所介護事業所において社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例第2条第2号に規定する業務に従事していたものについて準用する。